

## 那珂聖苑の指定管理者選定結果

- 1 施設の名称と所在地  
那珂聖苑 那珂市堤1020番地1
- 2 指定管理者となる団体  
シナネンアクシア・五輪共同グループ  
茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番1号
- 3 指定期間 令和5年10月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定管理者選定委員会等の日程  
令和5年7月10日 選定委員会の開催  
(当該施設を公募によらない施設とし、シナネンアクシア・五輪共同グループからの指定申請を受理。指定管理者候補者として選定することに決定)  
令和5年9月22日 市議会において指定管理者の指定について議決
- 5 選定基準と審査項目

選考基準	審査項目
平等利用の確保及び事業計画の内容に関する事	設置目的に合致した管理運営に係る姿勢・意欲
	市民の平等利用の確保
公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減	利用者に対するサービスの向上
	安全対策
	管理経費の縮減
安定的な管理の確保に関する事	人的能力
	物的能力
その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定めるもの	個人情報の保護

- 6 公募としないで選定した理由  
那珂聖苑の現在の指定管理者であるタカラビルメン・五輪共同グループの代表団体であるタカラビルメン株式会社（令和5年4月1日から令和10年3月31日まで）が、会社法第749条の規定に基づき会社合併し、令和5年10月1日付けで新会社「シナネンアクシア株式会社（本社：東京都新宿区）」に商号変更となり、すべての業務はシナネンアクシア株式会社として継続されることになった。シナネンアクシア株式会社は、タカラビルメン株式会社から商号変更し、事業

のすべてを継続して行い、タカラビルメン株式会社の本社（茨城県龍ヶ崎市）は支店として存続すること及び現在の指定管理者に係る事業計画に変更がない旨誓約していることから、那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年那珂市条例第28号）第4条第3号の規定により選定するものである。